

新人選手選択会議規約

第1条（新人選手）

この規約において新人選手とは、日本の中学校、高等学校、日本高等学校野球連盟加盟に関する規定で加盟が認められている学校、大学、全日本大学野球連盟の理事会において加盟が認められた団体に在学し、又は在学した経験を持ち、いまだいずれの日本の球団とも選手契約を締結したことがない選手をいう。日本の中学校、高等学校、大学に在学した経験を持たない場合であっても、日本国籍を有するものは新人選手とする。

第2条（新人選手との契約）

球団が新人選手と選手契約を締結するためには、第4条に定める選択会議で、契約を希望する選手に対する選手契約締結の交渉権を獲得しなければならない。ただし、球団は、いまだいずれの球団とも選手契約を締結したことがない新人選手であっても、当該選手と雇用関係にあるか、過去において雇用関係にあった場合は、同選手との選手契約を締結することができない。

第3条（日本野球連盟の選手）

日本野球連盟に所属する選手に対しては、同連盟と日本プロフェッショナル野球組織との間の協定に基づき、次の通り取り扱う。

- (1) 球団は、日本野球連盟所属選手が同連盟に登録後2年（シーズン）間はその選手と選手契約を締結しない。ただし、高校卒業の選手ならびに中学卒業の選手については、その選手が同連盟に登録後3年（シーズン）間は選手契約を締結しない。同連盟所属選手が大学（短大、専門学校を含む）中退選手（体育会に籍のあったもの）である場合は、この契約禁止期間を登録後2年（シーズン）とする。
- (2) 日本プロフェッショナル野球組織は、同一年度において、日本野球連盟に所属する同一チームから投手1名を超えて選択会議での選択をすることはできない。ただし、そのチーム及び日本野球連盟が選択を承認した場合は、この限りでない。
- (3) 日本野球連盟登録選手に対する球団の契約禁止期間は、その選手が禁止期間途中で退部した場合も本条(1)号の適用を受ける。ただし、同連盟所属チームの解散又は休部による場合は、この限りではない。
- (4) 日本野球連盟では、選手の登録月日にかかわらず、同連盟シーズン中の登録はすべて1シーズンと見做す。

第4条（選択会議）

- (1) 選択会議は、コミッショナー及び各球団役員1名により構成され、コミッショナーによって、毎年10月30日から11月22日までの間に招集される。ただし、全球団の同意のある場合には、規定期間外に開催することができる。
- (2) コミッショナーが開催日を決定したときは、その14日前までに、全球団に通告しなけ

ればならない。

第5条（選択選手）

- (1) 第1条にいう日本の学校に在学している選手に対しては、選択会議開催の翌年3月卒業見込みのものに限り選択することができる。なお、高等専門学校に在学している選手に対しては、選択会議開催の翌年3月に3年次終了見込みのものに限り選択することができる。
- (2) 日本の大学に在学している選手については、4年間在学している場合は、前項と同様に扱う。

第6条（中途退学選手）

球団は、第1条にいう日本の学校に在学した経験を持つ選手であって、選択会議開催の年の4月1日以降に退学したものを選択することはできない。

第7条（外国のプロ野球選手）

新人選手であって、外国のプロフェッショナル野球組織に属する選手又は過去に属したことのある選手は、毎年、選択会議の7日前までに、いずれかの球団が選択の対象選手とする旨をコミッショナーに文書で通知し、コミッショナーがその選手が選択できる選手であることを、その都度全球団へ通告しなければ、いずれの球団もその選手を選択することはできない。

第8条（新人選手選択可能数）

- (1) 選択会議で選択することができる新人選手の数は、原則として1球団10名以内とする。
11名以上の選択を希望する球団は、他の球団が10名に満たない人数で選択を終了することにより、全12球団合計での選択人数が120名に満たない場合に限り、選択人数が全体で最大120名に達するまで選択できるものとする。
- (2) 国内の独立リーグ所属選手や、第7条で規定される外国のプロ野球選手を選択した場合、その人数は、前項で定める120名に含まないものとする。

第9条（選択方法）

- (1) 新人選手の選択は、各球団が次に定める方法に従って行う。既に選択されている新人選手を他の球団が重ねて選択することはできない。
- (2) 本条において、「球団順位の逆順」とは、当該選択会議が実施される年度の連盟選手権試合の球団順位の逆順に基づき、後に定めるところにより優先権を獲得した連盟の最下位の球団を第1順位、他の連盟の最下位の球団を第2順位、優先権を獲得した連盟の第5位の球団を第3順位とし、以下、同様にして定まる順番をいう。優先権を獲得する連盟は、次に定める順序に従い定める。

当該選択会議が実施される年度に実施されたオールスターゲームにおいて勝利を収めた連盟。

(により定められない場合は) 当該オールスターゲームにおける総得点から総失点を控除した点数の大きい連盟。

(及び によっても定められない場合は) 抽選により当選した連盟。

(3) 第 1 巡目の指名は、全球団が、選択を希望する 1 人の選手名を所定の様式により記載してコミッショナーに同時に提出することにより行う。

記載された選手のうち、一つの球団のみから指名された選手に対しては、その球団の選択が決定し、二つ以上の球団から指名された選手に対しては、指名した球団間で球団順位の逆順による抽選を行い、選択する球団を決定する。

抽選により選択をすることができなかった球団は、再度、選択を希望する選手名を所定の様式により記載してコミッショナーに同時に提出し、前段落と同様の方式で入札抽選に参加した全球団がそれぞれ 1 名の選手の選択を確定するまで繰り返し行う。

(4) 第 2 巡目の指名は、球団順位の逆順で行ない、第三巡目の指名は球団順位で行う。以後、折り返しで指名するものとする。

第 10 条 (交渉権の譲渡及び放棄の禁止)

選択会議で取得した選手契約締結交渉権は、これを放棄することも、またこれを他球団へ譲渡することもできない。

第 11 条 (交渉権の有効期間と喪失)

球団が選択した選手と選択会議翌年の 3 月末日までに選手契約を締結し、支配下選手の公示をすることができなかった場合は、球団はその選手に対する選手契約締結交渉権を喪失する。ただし、日本野球連盟所属選手との選手契約締結交渉権は、選択会議翌年の 1 月末日までとする。

第 12 条 (再選択)

選択した選手との選手契約締結交渉権を喪失した球団は、次の場合を除き再び当該選手を選択することができない。

- 1 進学その他の事由によりその選手が再び就学した場合。
- 2 当該選手が文書をもって再びその球団に選択されることを承諾する場合。
- 3 日本野球連盟所属チームの解散又は休部によりその選手が退部した場合。
- 4 選択された選手が、選択の対象となるその次の選択会議で選択されなかった場合。

第 13 条 (義務教育未終了者)

選択された選手が、選択会議の翌年 3 月義務教育終了見込みの場合は、同選手が義務教育を終了した後でなければ、選手契約の承認を所属連盟会長に求めることはできない。

第 14 条 (契約制限)

球団と選手契約を締結した新人選手に対しては、その選手の支配下選手公示の日から同公示

のあとに行なわれる年度連盟選手権試合シーズン開始前日まで、他の球団が契約譲渡又はウイバーにより、その選手契約を取得することはできない。前記の期間中その選手が自由契約選手となったときといえども同じとする。また、選択会議において、選手契約の交渉権を取得した球団は、その選手に対し、方法のいかんを問わず、他の球団に契約を譲渡することを条件として選手契約を締結することはできない。

選択方法例

球 団	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
1巡入札・抽選	X確定	単	Y外れ	Y外れ	X外れ	Y確定	単	X外れ	Y外れ	単	単	単
1巡再入札・抽選			Z確定	単	単			単	Z外れ			
1巡再々入札									単			
2巡	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
3巡	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25

- ・ A～Lは球団。その年度の成績の逆順に並べた。X、Y、Zは選手。数字は2巡目以降の指名順。
- ・ 「単」は単独指名のため交渉権確定。「確定」は抽選の結果の選択確定。「外れ」は抽選で外れ。
- ・ 1巡目にX選手を入札した、A、E、Hの3球団間で抽選した結果、A球団に選択確定。
- ・ 1巡目にY選手を入札した、C、D、F、Iの4球団間で抽選した結果、F球団に選択確定。
- ・ 1巡再入札でZ選手を入札した、C、Iの2球団間で抽選した結果、C球団に選択確定。
- ・ 1巡再々入札でI球団が単独指名し、全12球団が1巡目の指名を完了。
- ・ 2巡目は成績逆順で、3巡目は成績順で指名する。以下繰り返す。